

内閣参質一九五第二七号

平成二十九年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院副議長 郡司彰殿

参議院議員石橋通宏君提出インドネシア共和国におけるチレボン石炭火力発電所拡張事業を対象とした貸付実行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員石橋通宏君提出インドネシア共和国におけるチレボン石炭火力発電所拡張事業を対象とした貸付実行に関する質問に対する答弁書

一について

株式会社国際協力銀行（以下「JBIC」という。）によると、御指摘の「チレボン石炭火力発電所拡張事業」（以下「本事業」という。）に対する貸付実行は、本事業の今後の状況次第であり、現時点で貸付実行の見込みを明らかにすることは困難とのことである。

二について

JBICの「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「環境ガイドライン」という。）においては、その基本方針として「透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス・・・が重要であることに留意する」とされており、JBICは、本事業について、今後とも、環境ガイドラインに基づいて、適切に対応するものと承知している。

三について

仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、一般論として、JBICは、環境ガイドライン

を踏まえ締結された融資契約に従い、適切に対応するものと承知している。

○

○